

四万十町昭和ふるさと交流センター再整備実施設計等策定業務 仕様書

1. 業務名称

四万十町昭和ふるさと交流センター再整備実施設計等策定業務

2. 目的

四万十川沿いにある昭和ふるさと交流センターは、約 11,000 m²の芝生のテントサイトを備え、ゴールデンウィークや夏休み期間中はラフティングやカヌーなどのアクティビティを求める多くの人でにぎわうキャンプ施設であるが、平成元年に施設整備がなされたもので、約 37 年が経過しており老朽化も進んできている。また、度々四万十川の増水により浸水の被害もあることや、近年利用者の要望も多様化してきていることなどから、大規模な改修が必要な時期に来ている。

そこで、令和 7 年度までに基本構想・基本計画・基本設計の策定を行ったところであるが、これらの計画を基に実施設計を策定するものである。

3. 業務期間

委託契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

4. 施設整備の位置付け

第 2 次四万十町総合振興計画（基本方針 1：挑戦し続ける産業づくり 政策目標 3：本物のおもてなしがあるまち 施策目標(6)交流促進）に基づいた計画として位置付ける。

5. 業務の内容

本業務は令和 7 年度までに策定された基本構想・基本計画・基本設計を基に、実施設計書の作成を行うものである。具体的には、基本設計等を踏まえ、以下の業務を実施する。

(1) 与条件の確認及び調査

基本設計あるいは町から提示された計画内容・背景等を十分に把握し、与条件の照合・確認・再検討し、実施設計に反映する。また、必要に応じて、対象施設に関する資料収集等を行う。

- ア. 与条件や基本設計等の把握と整理
- イ. 各種設計条件や設計基準の確認
- ウ. 関連機関との調整内容の確認

(2) 実施設計の検討

- ア. 基本設計内容の整合性確認
- イ. 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定
- ウ. 安全性・機能性に関する検討と設定
- エ. 耐震性に関する検討と設定
- オ. 施工性・市場性に関する検討と設定
- カ. 維持管理性に関する検討と設定
- キ. 既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定
- ク. 目標工事費との調整
- ケ. 業務日程・工事工程の適正な設定

(3) 実施設計書の作成

町との協議の中で決定した内容で、工事を実施するために必要な各図面、計算書、仕様書等をまとめる

- ア. 現地調査に基づいた実施設計図の作成
- イ. 工事費内訳明細書の作成
- ウ. 専門業者見積書の作成
- エ. 事前調査結果報告書（大気汚染防止法によるもの）の作成

(4) 数量計算

設計書作成のために必要な、数量総括表、数量計算書の作成を行う。

- ア. 図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
- イ. 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

(5) 必要に応じて計上する作業

- ア. 建築確認申請等法令により必要となる手続業務

6. 業務実施体制

(1) 業務実施スケジュール

提案に基づき、あらかじめ四万十町と協議したスケジュールで業務を実施すること。

※業務工程表を含む業務計画書の提出 【様式任意】

(2) 業務責任者の配置等

業務実施に当たっては、本業務を統括し、四万十町から指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、四万十町との円滑な業務遂行管理や意思疎通に努めること。

※実施体制及び組織図（協力者含む）の提出 【様式任意】

(3) 打ち合わせ等

本業務を適正かつ円滑に行うため、常に密接に連絡を取り、打合せ等を行うこととする。また、その要旨をその都度記録し、打合せの際相互に確認するとともに、打合せ記録簿を作成し必要に応じて四万十町へ提出するものとする。

7. 成果品

本業務において作成する成果品は、概ね次のとおりとし、詳細は契約時に発注者と協議の上決定するものとする。

- (1) 実施設計書（A4版／一部カラー製本）・・・・・・・・・・・・・・ 5部
- (2) 数量計算書(工種別に内訳)・・・・・・・・・・・・・・ 5部
- (3) 設備関係容量計算書・・・・・・・・・・・・・・ 5部
- (4) 工事発注に必要となる図面、内訳書、現場説明書等・・・・・・・・ 5部
- (5) 標準工事工程表・・・・・・・・・・・・・・ 5部
- (6) 会議資料（庁内検討会議等）・・・・・・・・・・・・・・その都度必要な部数
- (7) 業務委託において作成した資料・・・・・・・・・・・・・・ 5部
- (8) 上記成果品の電子データ（CD-R等）・・・・・・・・・・・・・・一式
(成果品の著作権等)

成果品の著作権等については、次のとおりとする。

- (1) 本業務の実施により生じた著作権、肖像権その他権利は、全て四万十町に帰属するものとする。
- (2) 本業務の実施による成果品は、著作権・肖像権上の権利関係の処理を済ませた上で納品するものとする。
- (3) 第三者が権利を有している著作物を使用する場合は、受託事業者の負担で著作権処理を行うものとする。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、四万十町はその責任を負わない。

8. その他留意事項

その他留意事項は次のとおりとする

- (1) 四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月16日条例第1号）に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。
また、本業務により取得した個人情報は、成果品納入後、直ちに適正な方法により廃棄・消去すること。
- (2) 成果品（業務履行過程において得られた記録を含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、四万十町の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに四万十町と協議すること。

【参考】

○既存施設概要

名 称：四万十町昭和ふるさと交流センター

開設年：平成元年

所在地：高知県高岡郡四万十町昭和 669 番地 2 周辺一帯

施 設：管理施設 木造 2 階建て 257 m²

[1 階]

倉庫

シャワー 男女兼用×4

トイレ 男性用 和式×2 小便器×2

女性用 和式×4

多目的 洋式×1

[2 階]

事務所・交流室・喫茶室

トイレ 男性用 和式×1 小便器×2

女性用 和式×2

多目的 洋式×1

キャンプ場 芝生広場 11,736 m²